○国土交通省告示第千二百号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－256号	火災の危険の少ない家具及び備品（布張り家具）	ＤＳ－ＳＯＦＡ・ＣＨＡＩＲ－ＳＫ Ｙｔｙｐｅ(A)	大船装飾株式会社	大阪府大阪市西区本田二丁目６番10号
第Ｆ－257号	〃	ＤＳ－ＳＯＦＡ・ＣＨＡＩＲ－ＳＫ Ｙｔｙｐｅ(B)	〃	〃
第Ｆ－258号	〃	ＤＳ－ＳＯＦＡ・ＣＨＡＩＲ－ＳＫ Ｙｔｙｐｅ(C)	〃	〃
第Ｆ－287号	〃	ＤＳ－ＳＯＦＡ・ＣＨＡＩＲ－ＳＫ Ｙｔｙｐｅ(D)	〃	〃
第Ｆ－348号	〃	ＤＳ－ＳＯＦＡ・ＣＨＡＩＲ－ＳＫ Ｙｔｙｐｅ(E)	〃	〃

国会事項

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

十一月十六日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　櫻井　充　補欠　相原久美子

質問書提出

十一月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

放射性物質による健康被害に対する政府の対応に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

政府による対ミャンマーＯＤＡ再開に関する第三回質問主意書（浅野貴博提出）

報告書受領

十一月十六日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第二回）における協議の概要に関する報告書

会議

十一月十七日（木曜日）　午後二時　本会議

参議院

議案付託

十一月十六日議長は、次の議案を委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（第百七十七回国会参第一一号）

東日本大震災復興特別委員会に付託

質問主意書提出

十一月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問主意書（秋野公造提出）（第二六号）

玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問主意書（秋野公造提出）（第二七号）

米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二八号）

質問主意書転送

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二〇号）

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二一号）

死刑制度の在り方に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二二号）

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二三号）

報告書受領

十一月十六日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第二回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

十一月十六日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　櫻井　充　補欠　相原久美子

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当））内閣府事務官　水野　和夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に転任させる

内閣官房国家戦略室室員を命ずる

（同）同　水野　和夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官を免ずる（以上十一月十四日）

内閣府

（参事官（国際経済担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））内閣府事務官　佐藤　正一

大臣官房に配置換する

参事官（政策統括官（経済財政運営担当）付）に併任する

（大臣官房）同　林　幸宏

参事官（国際経済担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に配置換する（以上十一月一日）

（大臣官房審議官）内閣府事務官　水野　和夫

内閣官房に出向させる（十一月十四日）

財務省

日本銀行参与に任命する（十一月十六日）　岡村　正

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月十六日午前十時五分御出門、ブータン国国王陛下及び王妃陛下に御挨拶のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行啓、同十時四十七分還啓になった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月18日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間756円」を「１時間757円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月18日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間823円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。